

おおい町研修交流施設の設置及び管理に関する条例

令和 7 年 9 月 2 2 日

条例第 1 9 号

(設置)

第 1 条 教育、スポーツ及び文化を通じた交流人口の拡大を図るため、おおい町研修交流施設（以下「研修交流施設」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 研修交流施設の位置は、次のとおりとする。

おおい町成和第 2 号 1 番地 1 3 9

(施設)

第 3 条 研修交流施設に、次に掲げる施設を設ける。

(1) 研修棟

(2) 宿泊棟

(指定管理者による管理)

第 4 条 町長は、研修交流施設の管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 研修交流施設の維持及び管理に関する業務

(2) 研修交流施設の利用に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(休館日)

第 5 条 研修交流施設の休館日は、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。

2 指定管理者は、業務運営上必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を

得て、前項の休館日を変更することができる。

(開館時間及び利用時間)

第6条 研修交流施設の開館時間及び利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、宿泊利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、業務運営上必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、前項本文の開館時間及び利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第7条 研修交流施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金)

第8条 前条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について町長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 指定管理者は、公益の用に供する場合で、特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰すことができない事由により研修交流施設を利用することができなくなった場合その他特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の予約)

第9条 研修交流施設を利用しようとする者は、利用の予約をすることができ

る。

- 2 前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）は、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

（キャンセル料の徴収）

- 第10条 指定管理者は、予約者が前条第2項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、規則で定める基準により予約者からキャンセル料を徴収することができる。

（権利譲渡等の禁止）

- 第11条 利用者は、承認を受けた利用の目的以外に研修交流施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の取消し等）

- 第12条 町長は、利用者がこの条例に違反したとき、又は町長が利用を不適當と認めたときは、利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

（弁償）

- 第13条 利用者は、研修交流施設を毀損し、又は滅失した場合は、損害額の実費を弁償しなければならない。

（事故の責任）

- 第14条 町及び指定管理者は、利用者の不注意又は不可抗力により生じた事故については、その責めを負わない。

（目的外使用）

- 第15条 研修交流施設において、設置の目的以外の目的で使用しようとする者は、町長にその許可を受けなければならない。

2 町長は、研修交流施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可を与えることができる。

3 町長は、前項の許可に際し管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定管理者の指示及び命令に従うこと。

(2) 施設における秩序の保持及び保全に万全を期すること。

(行為の禁止)

第17条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は設備（備品を含む。）を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定管理者の許可なく物品の販売又は飲食物の提供を行うこと。

(3) 指定管理者の許可なく貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(4) ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為をすること。

(5) みだりに火気を使用する行為又は危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(6) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(8) 示威行為を行うこと又はそれに類する集会等を催すこと。

(9) その他施設の管理運営上、不相当と認められる行為又は町長が禁止すべきものと認める行為をすること。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項の規定による指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに第9条第1項の規定による利用の予約は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

1 宿泊利用料金

（単位：円）

算定基礎	利用料金の上限額	備考
1人1泊につき	10,000	教育、スポーツ及び文化を目的とする利用以外の場合は、左記金額の100分の150を上限とすることができる。

2 会議室利用料金

（単位：円）

区分	算定基礎	利用料金の上限額	備考
		1時間当たりの利用料金	
ミーティング室（研修棟）	1室	820	1 入場料等を徴収する場合又は営利、営業若しくは宣伝を目的とする場合は、利用料金の100分の200を徴収する。
ミーティング室（宿泊棟）	1室	620	2 端数時間が生じたときは、これを1時間とする。